

「SoftBank Air サービス規約」新旧対照表

改定前 (2023年12月13日付)	改定後 (2024年2月14日付)
<p>第10章 接続機器の補償に関する特約</p> <p>第41条（接続機器の補償について）</p> <p>51. 本条はプレミアムを契約している会員に対して適用されるものとします。</p>	<p>第10章 接続機器の補償に関する特約</p> <p>第41条（接続機器の補償について）</p> <p>1. 本条は2024年2月13日までにYahoo! BB 基本サービス（プレミアム）をお申し込みいただいた会員に対して適用されるものとします。</p>
<p>第12章 購入した接続機器に関する特約</p> <p>第45条（故障、交換等）</p> <p>1. 会員が購入した接続機器が、その保証期間中に、正常な使用状態で故障、破損等(以下「故障等」といいます。)により正常に動作しなくなった場合、当社は、会員に対し、正常に動作する接続機器を提供します。この場合、接続機器が全部滅失して返還が不能な場合を除き、会員は当社が別途定める方法に従い、正常に動作する接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月20日までに、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に返還するものとします。なお、上記期日までに故障等の生じた接続機器が返還されなかった場合、会員は、それによって生じた当社の損害について損害賠償金を支払うものとします。</p>	<p>第12章 購入した接続機器に関する特約</p> <p>第45条（故障、交換等）</p> <p>1. 会員が購入した接続機器が、その保証期間中に、正常な使用状態で故障、破損等(以下「故障等」といいます。)により正常に動作しなくなった場合、当社は、会員に対し、正常に動作する接続機器を提供します。ただし、会員の責めに帰すべき事由、又は火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力に基づき接続機器が故障等により正常に動作しなくなった場合は除きます。本項に基づき当社が会員に対して正常に動作する接続機器を提供する場合、接続機器が全部滅失して返還が不能な場合を除き、会員は当社が別途定める方法に従い、正常に動作する接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月20日までに、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に返還するものとします。なお、上記期日までに故障等の生じた接続機器が返還されなかった場合、会員は、それによって生じた当社の損害について損害賠償金を支払うものとします。</p>
<p>第45条（故障、交換等）</p> <p>2. 会員が購入した接続機器が、その保証期間の終了後、正常な使用状態で故障等により正常に動作しなくなった場合は、接続機器が全部滅失して返還が不能な場合を除き、会員は、別途定める「修理交換料金」を負担することにより、正常に動作する接続機器との交換を請求することができます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、正常に動作する接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月20日までに、故障等の生じた接続機器を当社</p>	<p>第45条（故障、交換等）</p> <p>2. 会員が購入した接続機器が、故障等により正常に動作しなくなった場合は、接続機器が全部滅失して返還が不能な場合を除き、会員は、別途定める「修理交換料金」を負担することにより、正常に動作する接続機器との交換を請求することができます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、正常に動作する接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月20日までに、故障等の生じた接続機器を当社</p>

<p>日までに、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に返還するものとし、上記期日までに故障等の生じた接続機器が返還されなかった場合、会員は、「修理交換料金」に加えて、それによって生じた当社の損害について損害賠償金を支払うものとします。接続機器が全部滅失して返還が不能となった場合は、会員は、接続機器のレンタル契約または接続機器の再購入を当社の定める方法により行うこととします</p>	<p>が指定する場所に返還するものとし、上記期日までに故障等の生じた接続機器が返還されなかった場合、会員は、「修理交換料金」に加えて、それによって生じた当社の損害について損害賠償金を支払うものとします。接続機器が全部滅失して返還が不能となった場合は、会員は、接続機器のレンタル契約または接続機器の再購入を当社の定める方法により行うこととします。</p>
<p><b>第 45 条（故障、交換等）</b></p> <p>3.会員の責めに帰すべき事由、又は火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力に基づき、接続機器が故障等により正常に動作しなくなった場合は、接続機器が全部滅失して返還が不能な場合を除き、会員は、別途定める「修理交換料金」を負担することにより、正常に動作する接続機器との交換を請求することができます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、正常に動作する接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月 20 日までに、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に返還するものとし、上記期日までに故障等の生じた接続機器が返還されなかった場合、会員は、「修理交換料金」に加えて、それによって生じた当社の損害について損害賠償金を支払うものとします。接続機器が全部滅失して返還が不能となった場合は、会員は、接続機器のレンタル契約または接続機器の再購入を当社の定める方法により行うこととします。</p>	<p><b>第 45 条（故障、交換等）</b></p> <p>3. 削除</p>

「BB サポートワイド会員規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月2日付)	改定後 (2024年2月14日付)
第5条の2（料金プランの変更）	第5条の2（料金プランの変更） 4. 2024年2月13日までに本サービスの申し込みをした会員が、2024年2月14日以降に料金プランの変更の申し込みを行った場合、当社がプラン変更申し込みを承諾した日にて、第6条の2に定める会員特典の提供を終了するものとします。
第6条の2（会員特典） 1. 当社は会員に対し、「レンタル接続機器に関する特典」（以下、「本特典」といいます。）を提供するものとします。	第6条の2（会員特典） 1. 当社は2024年2月13日までに本サービスをお申し込みいただいた会員に対し、「レンタル接続機器に関する特典」（以下、「本特典」といいます。）を提供するものとします。なお、2024年2月14日以降に料金プランの変更の申し込みを行った会員については当社がプラン変更申し込みを承諾した日にて、本特典の提供を終了します。